平成２２年（フ）第２７号
徳島県阿南市新野町谷口29番地
債務者　田渕　公章
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２８号
徳島県阿南市新野町谷口29番地
債務者　田渕ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２２１号
高知市竹島町50番地２　タンポポ荘２Ｆ５号
債務者　宮内　彩子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５４号
高知市神田273番地２
債務者　東　　雅道
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０４号
高知市北竹島町29番地１　市住２号棟５Ｆ172
債務者　岡村　珠生
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０７号
高知市種崎733番地14
債務者　篠田　美智
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１０号
高知市百石町４丁目２番７号
債務者　河野　和子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１３号
高知市新田町19番23号
債務者　中辻　欣司
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１６号
高知市北竹島町312番地６　中坂アパート
債務者　中坂　三子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２３号
高知県香美市土佐山田町2167番地
債務者　西村　法子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２８号
高知市朝倉横町15番14号
債務者　北岡小百合
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３４号
高知市一宮西町１丁目８番６号　コーポ太古橋101号
債務者　黒川　明子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３９号
高知県長岡郡本山町本山1050番地
債務者　濵田　宮子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４３号
高知市六泉寺町169番地
債務者　田野岡初美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２７号
大分県臼杵市大字大野2111番地の28
債務者　小手川文明
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９５号
大分市萩原１丁目７番19―503号　三和コーポ
債務者　工藤美恵子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４０号
大分県由布市挾間町挾間231番地１
債務者　二宮ひろみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係